

長崎県五島市文化的景観保存活用計画

— 五島列島における瀬戸を介した
久賀島及び奈留島の集落景観 —

長 崎 県 五 島 市

令和3年8月

例 言

1. 本書は、五島市として重点的に継承を図る文化的景観の範囲を広げるために、「五島市久賀島の文化的景観保存計画」（長崎県五島市、平成 23 年 3 月）を改訂したものである。
2. 改訂のための調査検討は、平成 29 年度～平成 31 年度に、文化庁の文化的景観保護推進事業として実施した。調査検討にあたっては、五島市文化的景観整備活用委員会を設置し（巻末参考資料参照）、長崎県教育委員会及び文化庁の助言を得た。事務局は五島市総務企画部政策企画課が務めた。
3. 調査検討の成果は、以下の 2 冊にまとめて刊行しているところである。
『五島市文化的景観調査報告書 奈留島編』（長崎県五島市、令和 2 年 3 月）
『五島市久賀島と奈留島の集落景観保存活用計画策定報告書』（長崎県五島市、令和 2 年 3 月）
4. 本書に記載される写真、図版の著作権は、五島市が保有しており、著作権法を含む各種の法律によって保護されている。

【 目 次 】

| | |
|--|---------|
| 第1章 文化的景観の保存活用計画の目的と対象 | - 1 - |
| 1. 計画の目的と背景 | - 1 - |
| 2. 計画対象範囲 | - 3 - |
| 第2章 文化的景観の特徴・特性と価値 | - 6 - |
| 1. 文化的景観の特徴及び特性 | - 6 - |
| 2. 文化的景観の特徴・特質 | - 21 - |
| 3. 文化的景観の価値 | - 22 - |
| 第3章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針 | - 23 - |
| 1. 課題 | - 23 - |
| 2. 保存管理に関する基本方針 | - 24 - |
| 3. 整備活用に関する基本方針 | - 25 - |
| 4. 運営体制に関する基本方針 | - 26 - |
| 第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項 | - 27 - |
| 1. 法令等による土地利用規制 | - 27 - |
| 2. 土地利用に関する考え方 | - 31 - |
| 3. 土地利用に関する事項 | - 41 - |
| 4. 文化財保護法に基づく届出について | - 45 - |
| 第5章 文化的景観の整備活用に関する事項 | - 46 - |
| 1. 整備活用に関する考え方 | - 46 - |
| 2. 整備活用計画とその改訂について | - 56 - |
| 第6章 文化的景観における重要な構成要素 | - 58 - |
| 1. 重要な構成要素の特定の考え方 | - 58 - |
| 2. 届出について | - 58 - |
| 3. 重要な構成要素一覧 | - 58 - |
| 第7章 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項 | - 196 - |
| 1. 保存及び活用するために必要な体制に関する考え方 | - 196 - |
| 2. 地域団体の役割 | - 197 - |
| 3. 行政の役割 | - 199 - |
| 参考資料 | - 201 - |
| 1. 検討体制 | - 201 - |
| 2. 計画策定に至る経過 | - 202 - |
| 3. 五島市景観計画に基づく行為規制等 | - 203 - |
| 4. 公共事業におけるガイドライン等の尊重 | - 214 - |
| 5. 再生可能エネルギー発電施設について | - 215 - |
| 6. 付録 | - 217 - |